平成２３年（フ）第２１３号
北海道苫小牧市新開町１丁目９番28号ドムール新開Ｂ棟201号
破産者　清水　春美
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４３８号
秋田県潟上市天王字江川40番地86
破産者　菅生由香里
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７４号
秋田市上北手大戸字堀ノ内37番地
破産者　佐藤　敬済
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６号
福島市蓬莱町１丁目６番16号
破産者　高橋クニコ
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
福島県伊達郡国見町大字森山字宮前28番地
破産者　鈴木　正人
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７号
福島市渡利字平ケ森６番地の１
破産者　菅野　雅之
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９７号
横浜市南区南太田１丁目７番15―401号
破産者　一宮　朱美
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５３号
神奈川県藤沢市亀井野3310番地　亀井野ハイツ１号棟104
破産者　沼澤　直子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５４号
神奈川県藤沢市亀井野3304番地　亀井野団地テラス17―172
破産者　沼澤由美子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５３号
神奈川県藤沢市城南１丁目６番８号　光和荘103
破産者　橋口　春行
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
横浜市港南区日野中央２丁目40番12―305号
破産者　佐藤　雅男
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０７号
神奈川県平塚市西八幡３丁目９番26―102号　ウェストヒルズ、前住所神奈川県平塚市横内3702番地
破産者　高橋　里美
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７２号
新潟県見附市速水町61番地
破産者　齋藤　精一
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
新潟県柏崎市新橋10番23―104号　フミエマンション
破産者　曽田眞佐雄
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
新潟県長岡市寿１丁目６番13号
破産者　古寺　真澄
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
石川県輪島市河井町１部168番地
破産者　大塚　博三
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第２２号
長野市上松２丁目25番35号
破産者　毛呂三千男
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
長野県飯田市宮ノ上4677番地68
破産者　柄澤　一雅
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５４０号
愛知県みよし市三好町湯ノ前32番地１　ジュネス三好Ａ棟201号
破産者　三浦　清則
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係